

# ハートパル

2015年  
9月  
160号

## 「女性の職業生活における活躍に関する法律」

(女性活躍推進法) が成立しました。



### 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

- ▶女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- ▶職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ▶女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

#### 基本方針等の策定

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）。
- 地方公共団体（都道府県、市町村）は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）。

#### 事業主行動計画の策定等

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- 国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施。  
(労働者が300人以下の民間事業主については努力義務)

- ▶女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析  
【参考】状況把握する事項：①女性採用比率 ②勤続年数男女差  
③労働時間の状況 ④女性管理職比率 等
- ▶上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等（取組実施・目標達成は努力義務）
- ▶女性の活躍に関する情報の公表（省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表）

- 国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

#### 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。  
地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする（任意）。

#### その他

- 原則、公布日施行（事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行）。
- 10年間の時限立法。

「女性活躍推進法」は、働きたいという希望を持っていても就業していない女性が約 300 万人いらっしゃる、指導的地位に占める女性の割合が先進諸国を大きく下回っているなど、「女性の力」が必ずしも十分に発揮されていない中で、女性の働く意欲を実現につなげ、ひいては日本の持続的成長を実現し、活力ある社会を維持していくことをねらいとしています。

女性が、各々の希望に応じ、家庭・地域・職場といったそれぞれの場で、個性と能力を十分に発揮して輝くことができる社会づくりを目指します。

内閣府（男女共同参画局）や厚生労働省のホームページでは、女性の活躍を応援する様々な情報を発信しています。ぜひご覧ください。

一部を  
ご紹介します。

## 女性の活躍「見える化」サイト

企業における女性の活躍を推進していくためには、各企業の現状を、投資家、消費者、就活中の学生等の皆様から「見える」ようにし、自主的な取組が他の企業に波及していくような仕組みが必要です。

このため内閣府では、ご了解をいただいた上場企業について、役員・管理職への女性の登用、仕事と生活の両立推進等に関する情報を、職業別に整理して公表しています。

### 【調査方法及び調査機関】

- 1 調査方法： 内閣府男女共同参画局が全上場企業を対象に、郵送によりアンケートを実施（なお、上場企業以外でご了解をいただいた企業は掲載）
- 2 調査期間： 2014年10月～2015年3月

### 【公表している情報】

- |                            |                       |
|----------------------------|-----------------------|
| 【1】 データの対象（単体ベースか連結ベースか選択） | 【2】 従業員（合計、うち女性、女性比率） |
| 【3】 管理職（合計、うち女性、女性比率）      | 【4】 役員（合計、うち女性、女性比率）  |
| 【5】 平均年齢（合計、男性、女性）         | 【6】 平均勤続年数（合計、男性、女性）  |
| 【7】 新入社員の定着状況（男性、女性）       | 【8】 産休取得者数            |
| 【9】 育休取得者数（合計、うち男性）        | 【10】 育児休業復職率          |
| 【11】 平均年間給与                | 【12】 月平均残業時間          |
| 【13】 有給取得率                 | 【14】 女性登用に関する目標の有無・内容 |
| 【15】 各種報告書での情報開示の有無        | 【16】 備考               |

内閣府ホームページより



女性のための  
**相談室**

無 料  
秘密厳守

- ・ 電話相談
  - ・ 面接相談（できれば事前にお電話を。）
  - ・ 月曜～金曜 午前9時～午後5時
- ※ 電話番号は下記のとおり

《 連絡先・問合せ先 》 大村市男女共同参画推進センター「ハートパル」

〒856-0825

大村市西三城町8番地 総合福祉センター3階

TEL：0957-54-8715 Fax：0957-54-8700

Eメール：danjyo-s@city.omura.lg.jp

利用時間 9:00～22:00

問合せ時間 8:30～17:30

（年末年始は休館）